

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 15 日

地方獣医師会事務局 御中

公益社団法人 日本獣医師会 事務局長

日本獣医師会 獣医師生涯研修事業における 2025 年度（令和 7 年度）研修実績の申告と 2026 年度（令和 8 年度）事業の実施について

日本獣医師会 獣医師生涯研修事業の実施について御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

2025 年度（令和 7 年度）の貴会会員等の研修実績の申告、並びに 2026 年度（令和 8 年度）事業の実施について、別紙のとおりお知らせするでの、よろしくお願ひします。

なお、獣医師生涯研修センターシステムでの研修実態状況の登録については、現在、新システムへの移行準備を進めているため、本年 6 月 30 日をもって現行システムを停止し、本年 7 月 1 日以降は本会事務局管理となりますので、御承知おきください。

本件に関する問合せ
日本獣医師会事務局（生涯研修事業担当） E-mail. vcep@nichiju.or.jp Tel. 03-3475-1601

【2025年度（令和7年度）研修実績の申告について】

1 研修実績の申告・申請は、原則として獣医師生涯研修センターシステム（以下「システム」という。）を御利用の上、申告・申請を行う獣医師が直接行います。なお、地方獣医師会の会員獣医師が申告・申請を行う際の手数料は以下のとおりです。

・ 獣医師生涯研修センターシステム利用料	無 料
・ 申告に係る事務手数料（研修実績証明書交付）	2,000 円
・ 修了証交付手数料	5,000 円
・ 認定証交付手数料	5,000 円
・ 修了証・認定証を交付する際の研修実績証明書追加交付手数料	1,000 円

※ 修了証、認定証を交付する場合、研修実績証明書は追加の交付申請を行わなければ発行いたしません。

2 2025年度（令和7年度）に取得したポイント（在宅研修によるポイントを含む。）が10ポイントを超えている場合には、研修実績の申告、修了証・認定証等の交付申請を行うことができます。システムのサービスメニューにある申告・申請の申込みから申告・申請を行ってください。

※ 2025年度（令和7年度）の取得ポイント数が10ポイントを超えている場合、申告が可能である旨をシステムから6月中にE-mailでお知らせします。

3 2025年度（令和7年度）研修実績の申告期限は**令和8年6月30日**です。申告方法は獣医師生涯研修センターシステムの利用に伴うQ&A（別紙3）を御確認ください。

4 地方獣医師会からは、専用のアカウントIDとパスワードを利用してシステムにログインいただくことにより、会員獣医師の申告・申請の履歴等を確認することができます（システムのサービスメニューの過去の申告・申請状況の確認から確認できます。）。

5 2025年度（令和7年度）の研修実績の申告・申請があった場合には、令和9年度中に研修実績証明書、修了証または認定証を申告・申請者に送付します。

研修実績証明書、修了証、認定証の取得者の氏名は、後日、日本獣医師会雑誌及び日本獣医師会ホームページに掲載する予定です。

【2026年度(令和8年度)事業の実施について】

【ポイント取得対象プログラムの認定申請について】

1 地方獣医師会から、地方獣医師会が主催または共催する学術研修会や講習会等について開催内容等を御確認のうえ、ポイント取得対象研修プログラムの認定申請をしてください。認定後、研修プログラムのプログラム番号と認証IDをお知らせします。獣医学術地区学会及び日本獣医師会が主催する講習会等については本会事務局で認定手続きを行います。

各講習会等の受講により取得するポイント数は以下のとおりです。

- (1) 獣医学術地区学会への参加…………… 半日：1ポイント、1日：2ポイント
(発表(共同研究含む)を行った際は、1演題につき1ポイントが加算されます。)
- (2) 地方獣医師会・日本獣医師会が主催・共催する学術研修会、講習会等への参加…………… 2時間：1ポイント

2 地区獣医師大会や獣医学術地区学会で獣医師向けの特別講演やシンポジウム等を企画し、ポイント取得対象研修プログラムの認定を申請する場合には、開催担当獣医師会で手続きを行ってください。

3 ポイント取得対象研修プログラムの申請を行う場合、申請書様式(獣医師生涯研修事業2026年度(令和8年度)ポイント取得対象研修プログラム認定申請書)に必要事項を記載の上、開催の3週間前までに本会事務局までE-mailで送付してください。

※ 研修カリキュラム番号は別添を参照してください。また、オンライン(Web)で開催する研修プログラムの場合には、申請書の会場欄にオンラインあるいはWebと記載してください。

4 ポイント取得対象研修プログラムの認定を受けた場合には認定通知をお送りします。認定通知にはプログラム番号と認証IDが記載されていますので、認定研修プログラムの受講者に必ず伝達してください。

5 認定研修プログラムの開催について会員獣医師等に広く情報提供して、積極的な参加を呼び掛けてください。

6 止むを得ず認定研修プログラムの開催が中止になった場合は本会事務局までお知らせください。

【獣医師生涯研修センターシステムの利用（令和8年6月30日まで）】

- 1 獣医師生涯研修センターシステムは、地方獣医師会の会員獣医師の場合には無料で利用できます。会員以外の獣医師の場合には有料となります。
- 2 会員獣医師が初めてシステムを利用する場合には、必ず所属の地方獣医師会を通じて、氏名、獣医師免許番号、E-mail アドレスを本会事務局にお知らせください。後日、地方獣医師会あてにユーザ名（アカウント）パスワード（初期パスワード）をお知らせいたしますので、申込みをいただいた会員獣医師にお知らせください。

（令和8年7月1日以降）

- 3 獣医師生涯研修センターシステムで実施する認定研修プログラム受講獣医師の研修実態状況の登録と管理は本会事務局で実施することになりますが、受講を希望する会員獣医師に関する情報については引き続き所属する地方獣医師会を通じて本会事務局にお知らせください。申込みいただいた会員獣医師への連絡や、受講した獣医師からのポイント申告対応等は本会事務局で実施します。
- 4 獣医師生涯研修事業において地方獣医師会から提出された会員獣医師に関する情報は、研修実態状況の登録、獣医師生涯研修事業に係る連絡にのみに利用します。

(別記様式)

日本獣医師会獣医師生涯研修事業
2026年度（令和8年度）ポイント取得対象研修プログラム認定申請書

申請日： 年 月 日

1 申請者：

(団体名、担当者)	(連絡先)TEL E-Mail
-----------	--------------------

2 プログラム内容：

No.	開催内容		参加費・参加者数等	
	開催名		参加費	会員： 円
	主催			非会員： 円
	共催			その他： 円
	後援等		参加予定者数： 人	
	会場名	(市・区)	対象受講時間： 時間	
	日時	年 月 日 () : ~ :	ポイント数： ポイント	
		講演名	講師・所属	カリキュラム番号
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	備考			

- ① 2026年度事業におけるポイント取得対象研修プログラムの認定申請は、本様式に必要な事項を入力の上、日本獣医師会事務局（生涯研修事業担当、E-mail. vcep@nichiju.or.jp）あてにEメールで送信してください。
- ② 複数のプログラム（講習会等）を申請する場合は、それぞれ個別に申請して下さい。
- ③ 対象受講時間は、休憩時間を除いた実際の受講時間を入力してください。
- ④ カリキュラム番号は研修カリキュラムを参照して必ず入力してください(例:産 2(1)3)。
なお、カリキュラム番号は複数を選択しても構いません。
- ⑤ ポイント数はプログラム実施時間（実際の受講時間）により異なります。

獣医師生涯研修センターシステムの利用に伴う Q & A

(令和8年4月版)

【獣医師生涯研修センターシステムへのログイン】

Q ログインの際にパスワード入力を数回誤るとアカウントロックされて（ログインできない状況になって）しまう

A セキュリティの関係上、ログインを行う際に誤入力を一定回数超えるとアカウントロックする（ログインできない状況となる）仕組みとなっています。

Q アカウントロックされた（ログインできない状況となった）場合には

A 所属されている地方獣医師会を通じて日本獣医師会にアカウントロックの解除を御依頼いただくか、日本獣医師会事務局（獣医師生涯研修事業担当）まで直接、メール・電話にてユーザ ID（アカウント）を御連絡ください。状況を確認の上、アカウントロックの解除を行います。

Q パスワードを忘れた場合には

A パスワードを忘れた場合、パスワードを再設定する必要があります。ログイン画面のパスワードを忘れた方はこちらから手続きを行ってください。

【研修受講状況の登録】

Q 研修会等のプログラム認証 ID をシステムに登録する（受講状況の登録を行う）と「データベースへの登録処理に失敗。program_unique の値が重複しています。」と表示される

A 以前にプログラム認証 ID の登録が完了していると思われます。御自身の過去の研修会等の登録（申告）状況を御確認ください。

Q プログラム（研修会等）の検索方法

A 受講プログラムの検索をクリックすると、検索を行うための別ウィンドウが開きます。このウィンドウから開催年度と開催日（20XX 年 X 月 X 日）等を入力して検索してください。

【研修実績の申告】

Q 在宅研修受講状況の申告方法

A 在宅研修受講状況の登録メニューから申告してください。

- ① 在宅研修名称欄に在宅研修で利用した教材名（例：日本獣医師会雑誌、等）を入力
- ② 受講日（2026 年度における研修の場合：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）を入力
- ③ 取得ポイント数欄に取得したポイント数（4 時間の学習につき 1 ポイント）を入力

現在、在宅研修用教材にカリキュラム番号が設定されていません。このため現時点で入力する必要はありません。

Q 年度が終了した際の申告方法

A 当該年度の取得ポイント数（受講ポイント数、在宅研修ポイント数）が10ポイントを越えている場合には、申告・申請の申込みのメニューから研修実績の申告を行うことができます。この画面では、併せて修了証、認定証の交付申請を行うことができます。

（修了証、認定証の交付）

- ・修了証の交付：2年継続して研修実績の申告を行った後、継続した申告が3回目に当たる場合、申請により修了証の交付ができます。
- ・認定証の交付：修了証を2回取得した後、継続した研修実績の申告が3回目に当たる場合に、申請により認定証の交付ができます（9回連続の申告、修了証の2回取得）。

Q 申告・申請手続きを期限内にできなかった場合

A 研修実績の申告・申請手続きを期限内に実施できなかった場合でも、年度内の取得ポイント数が10ポイントを超えていれば、システムに登録いただいているE-mailアドレスに、獣医師生涯研修センターシステムからメールで本年6月中に申告・申請の連絡をします。

なお、2025年度（令和7年度）の申告・申請手続きは令和8年6月30日までにお済ませください。

【獣医師生涯研修センターシステムの登録情報について】

Q E-mailアドレス、住所等の個人情報の登録方法

A 獣医師生涯研修センターシステムにログインいただき、サービスメニューの獣医師個人情報から手続きしてください。さらに更新画面へのボタンをクリックいただくと情報を修正する画面へ移行しますので、個人情報を入力し確認の上で更新してください。

Q 氏名に外字を使用する場合には

A 本システムでは外字は未対応であり表示することができません。このため、氏名に外字を利用される場合には、常用漢字に変更するなどして入力してください。なお、実績証明書には外字での表記もできますので、事務局までお知らせください。

【その他】

Q 申請した講習会等のプログラムが認定された後、止むを得ず開催が中止になった

A 日本獣医師会事務局（生涯研修事業担当）にメールでプログラム番号、開催プログラム名及び中止理由をお知らせください。

2026年度(令和8年度)日本獣医師会獣医師生涯研修事業 研修カリキュラム

○ 小動物獣医師向けカリキュラム

1. 基本事項	
小1(1)	獣医師に必要な関連法規(獣医師法、獣医療法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、食品衛生法、薬事法、動物の愛護及び管理に関する法律、愛玩動物看護師法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等)
小1(2)	放射線防護並びに関連法規[放射線防護に関連する施行規則、放射線障害防止法、労働衛生安全法(電離放射線障害防止規則)]
小1(3)	獣医倫理(インフォームド・コンセント、臨床研究、再生医療)
小1(4)	動物福祉
小1(5)	人と動物の関係(動物行動学、動物介在療法、学校飼育動物、野生動物への対応等を含む)
小1(6)	食品衛生・保健衛生(食品衛生・保健衛生等に関する指導、関連する薬事等)
小1(7)	One Health
小1(8)	小動物獣医療提供体制(認定・専門獣医師制度、愛玩動物看護師を含めたチーム獣医療提供体制等)
小1(9)	病院経営と労務管理(経営と施設管理、労働基準法の遵守)
2. 臨床的事項(各診療科における事項も含めて修得)	
小2(1)	診療技術(診察法、臨床検査法、理学的検査法、採血法、採尿法、生検法、穿刺法等)
小2(2)	外科的処置(外科手術に対する心構え、滅菌・消毒法、局所麻酔と全身麻酔法、術前・術中・術後の管理等)
小2(3)	救急対処法(血管確保法、呼吸器管理法、蘇生法、緊急薬等)
小2(4)	治療法[基本的治療法(注射法、輸液、輸血、薬物療法、化学療法等)、先端的治療法(免疫療法、臓器移植、人工臓器、遺伝子治療等)]
小2(5)	看護法(分娩介助、新生子・高齢動物・入院動物の看護等)
小2(6)	予防法(ワクチネーション、一般感染症の予防、人と動物の共通感染症対策)
小2(7)	画像検査法(X線検査法、超音波検査法、内視鏡検査法、CT検査法、MRI検査法)

3. 各種疾患における事項(必須事項と最近の話題)	
小3(1)	感染症
小3(2)	中毒
小3(3)	腫瘍
小3(4)	新生子疾患
小3(5)	高齢性疾患
小3(6)	呼吸器・循環器疾患
小3(7)	消化器疾患・口腔疾患(歯科を含む)
小3(8)	泌尿器・生殖器疾患[不妊等産科(臨床繁殖)を含む]
小3(9)	運動器疾患
小3(10)	神経・感覚器疾患(行動異常を含む)
小3(11)	血液・造血器疾患
小3(12)	内分泌・代謝性疾患
小3(13)	皮膚疾患
小3(14)	遺伝性疾患
4. 関連事項(小動物獣医師に修得して欲しい産業動物・公衆衛生分野の事項)	
小4(1)	産業動物の衛生管理
小4(2)	産業動物疾病の予防(疫学、予防接種等)
小4(3)	産業動物の感染症(共通感染症、監視伝染病等)
小4(4)	産業動物の遺伝性疾患
小4(5)	生産獣医療システム(プロダクションメディスン、代謝プロファイルテスト等)
小4(6)	食品衛生(HACCPシステム等)
小4(7)	人と動物の共通感染症の分類、伝播様式(病原体と伝播様式)
小4(8)	環境保健
小4(9)	獣医学分野、公衆衛生分野における疫学
小4(10)	公衆衛生分野からみた動物用医薬品と薬剤耐性

○ 産業動物獣医師向けカリキュラム

1. 基本事項	
産1(1)	獣医師に必要な関連法規(獣医師法、獣医療法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、食品衛生法、薬事法、動物の愛護及び管理に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等)
産1(2)	放射線防護並びに関連法規[放射線防護に関連する施行規則、放射線障害防止法、労働衛生安全法(電離放射線障害防止規則)]
産1(3)	食品衛生・保健衛生(食品衛生・保健衛生等に関する指導、関連する薬事等)
産1(4)	獣医療倫理(インフォームド・コンセント等)
産1(5)	動物福祉
産1(6)	農場管理(飼養・衛生・経営等を含めた総合的管理)と専門獣医師制度
産1(7)	衛生管理
産1(8)	抗菌剤の使用法と薬剤耐性菌の出現
産1(9)	ワンヘルス
産1(10)	農場 HACCP と GAP
産1(11)	ポジティブリスト
2. 臨床的事項	
産2(1)	重点事項
産2(1)①	繁殖障害
産2(1)②	乳房炎
産2(1)③	蹄病・運動器病
産2(1)④	子牛と子豚の下痢・肺炎
産2(1)⑤	代謝病と生産病
産2(1)⑥	感染症
産2(1)⑦	肥育牛の多発疾病
産2(1)⑧	衛生管理
産2(1)⑨	監視伝染病・海外悪性伝染病
産2(1)⑩	生産獣医療
産2(1)⑪	遠隔診療
産2(2)	診療技術
産2(2)①	診断法
産2(2)②	臨床病理検査法
産2(2)③	画像検査法
産2(2)④	治療法

3. 衛生的事項	
産3(1)	疾病予防
産3(1)①	疫学
産3(1)②	防疫
産3(1)③	消毒
産3(1)④	ワクチネーション
産3(1)⑤	衛生動物の駆除
産3(1)⑥	感染症の実態と対策
産3(2)	環境衛生
産3(2)①	環境要因
産3(2)②	畜産廃棄物とその管理
産3(2)③	家畜と騒音
産3(3)	管理衛生
産3(3)①	畜舎衛生
産3(3)②	放牧衛生
産3(3)③	輸送衛生
産3(4)①	飼養
産3(4)②	飼料
産3(4)③	栄養・代謝障害
産3(4)④	中毒
4. 関連項目(産業動物獣医師に修得して欲しい小動物・公衆衛生分野の事項)	
産4(1)	小動物獣医療倫理(インフォームド・コンセント等)
産4(2)	小動物診療技術
産4(3)	小動物診療における外科的処置
産4(4)	小動物診療における救急対処法
産4(5)	小動物の疾病
産4(6)	食品衛生(HACCPシステム等)
産4(7)	人と動物の共通感染症の分類、伝播様式(病原体と伝播様式)
産4(8)	環境保健
産4(9)	獣医学分野、公衆衛生分野における疫学
産4(10)	公衆衛生分野からみた動物用医薬品と薬剤耐性

○ 公衆衛生獣医師向けカリキュラム

1. 一般事項		公2(1)④カ	アレルギー物質を含む食品とその表示
公1(1)	公衆衛生行政と関連法規(獣医師法、獣医療法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、食品衛生法、薬事法、動物の愛護及び管理に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等)	公2(1)⑤	食肉・食鳥肉の衛生
公1(2)	公衆衛生活動(公衆衛生学と衛生行動、健康づくり対策、地域保健対策)	公2(1)⑥	乳・乳製品の衛生
公1(3)	公衆衛生分野の疫学	公2(1)⑦	食用卵の衛生
公1(4)	食品衛生における危害と対応	公2(1)⑧	水産食品の衛生
公1(4)①	世界、我が国での食中毒、食品媒介感染症の状況	公2(1)⑨	その他の食品の衛生(輸入食品、特殊栄養食品、遺伝子組み替え食品等)
公1(4)②	リスクアナリシス(リスク評価、リスク管理、リスク評価)	公2(2)	人と動物の共通感染症
公1(4)③	動物用医薬品と薬剤耐性	公2(2)①	人と動物の共通感染症の発生要因
公1(5)	人と動物の共通感染症の現状と対応	公2(2)②	人と動物の共通感染症の分類、伝播様式
公1(5)①	感染症法と人と動物の共通感染症	公2(2)③	ウイルス性感染症
公1(5)②	世界、我が国での新興・再興感染症の状況	公2(2)④	リケッチア、クラミジア性感染症
公1(5)③	感染症と獣医師の役割	公2(2)⑤	細菌性感染症
公1(6)	環境衛生	公2(2)⑥	真菌性感染症
公1(6)①	汚染物質と人・動物への影響	公2(2)⑦	原虫性感染症
公1(6)②	畜産廃棄物と土壌水質汚染	公2(2)⑧	寄生虫性感染症
公1(6)③	放射性物質による汚染	公2(2)⑨	その他の感染症(プリオン病等)
公1(7)	One Health	公2(3)	環境衛生
公1(7)①	抗菌性物質の使用と薬剤耐性	公2(3)①	環境衛生の概念と環境アセスメント
公1(7)②	野生動物の管理と対策(感染症、外来生物と生態系)	公2(3)②	汚染物質と環境における動態
公1(7)③	気候変動と節足棒物媒介感染症	公2(3)③	地球環境問題と健康への影響
公1(7)④	人口・物流の変化と感染症	公2(3)④	大気の衛生
2. 基本事項		公2(3)⑤	水の衛生
公2(1)	食品衛生	公2(3)⑥	下水の管理
公2(1)①	食品由来危害物質	公2(3)⑦	廃棄物と環境
公2(1)①ア	食中毒起因微生物(ウイルス、細菌、原虫、寄生虫)	公2(3)⑧	公害の定義・分類とその対策
公2(1)①イ	自然毒(動物性、植物性)	公2(3)⑨	衛生動物とその対策
公2(1)①ウ	化学的有害物質(カビ毒、抗菌性物質、農薬、その他)	公2(3)⑩	薬剤耐性菌とその対策
公2(1)①エ	食品に起因する新興・再興感染症	公2(4)	人と動物の関係
公2(1)②	危害の制御法	公2(4)①	伴侶動物の衛生管理
公2(1)②ア	滅菌・殺菌	公2(4)②	学校飼育動物、展示動物の衛生管理
公2(1)②イ	保存・保蔵	公2(4)③	動物(伴侶動物)の行動学
公2(1)③	食品の衛生管理システム	公2(4)④	動物介在療法
公2(1)③ア	HACCP システム	公2(4)⑤	動物福祉
公2(1)③イ	リスクアナリシスと食品衛生行政	3. 関連項目(公衆衛生獣医師に修得して欲しい小動物・産業動物分野の事項)	
公2(1)③ウ	生産から消費の流れ(加工技術、保蔵技術、流通システム)	公3(1)	小動物獣医療倫理(インフォームド・コンセント等)
公2(1)④	各種有害物質とその検査法	公3(2)	小動物診療(外科的処置、救急対処法含む)
公2(1)④ア	食中毒の疫学調査	公3(3)	災害時における伴侶動物対策(同行避難等)
公2(1)④イ	食中毒起因微生物(ウイルス、細菌、原虫、寄生虫)	公3(4)	臨床研究と生命倫理
公2(1)④ウ	自然毒(動物性、植物性)	公3(5)	小動物を介した人と動物の共通感染症
公2(1)④エ	化学物質(カビ毒、抗菌性物質、農薬、その他)	公3(6)	産業動物の衛生管理
公2(1)④オ	残留農薬等ポジティブリスト制	公3(7)	産業動物疾病の予防(疫学、予防接種等)
		公3(8)	産業動物の感染症(人と動物の共通感染症、監視伝染病等)
		公3(9)	産業動物の遺伝性疾患
		公3(10)	生産獣医療システム(プロダクションメディシン、代謝プロファイルテスト等)